平成２９年（フ）第２９７号
大津市大将軍１丁目10番３―102号　ニュー大将軍松兼、前住所大津市千町３丁目630番地の２
債務者　堀井　吉明
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多久　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
滋賀県草津市野村１丁目25番22―103号　ウッド　ハイツ、前住所滋賀県草津市長束町113番地５
債務者　市田　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９２号
広島市東区曙２丁目２番１号
債務者　炭本　　啓
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３２号
広島市中区吉島西１丁目17番16―201号
債務者　佐藤　忠寛
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　爲末　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０号
福岡県大川市大字向島2374番地１
債務者　芦塚　辰彦
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
大分市大字松岡3953番地の１
債務者　太田　　稔
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８５号
秋田県横手市平鹿町浅舞字諏訪野128番地１　諏訪野団地14号棟
債務者　大坂　　純
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第８６号
秋田県横手市平鹿町浅舞字諏訪野128番地１　諏訪野団地14号棟
債務者　大坂　和美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１０７号
山形市鈴川町２丁目11番28―11号
債務者　桃園　和良
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２４号
大阪府岸和田市三田町1064番地の１、前住所香川県丸亀市川西町南482番地１アイネスト城辰Ａ棟101号
債務者　吉田　尚文
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
大阪府泉南市信達牧野1140番地の９
債務者　宮崎　吉郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
大阪府岸和田市葛城町95番地の52
債務者　渡邊　信也
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４１５号
大阪府岸和田市三田町689番地、前住所大阪府岸和田市西之内町50番11号スカイハイツ植田Ｂ棟203号
債務者　和田　浩治
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２５号
大阪府貝塚市澤997番地23、前住所和歌山県和歌山市藤田116番地28
債務者　福井眞粧美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
大阪府泉南市男里４丁目15―29、住民票上の住所大阪府泉南市馬場１丁目６番17号（住民票上の前住所）大阪府泉南市鳴滝３丁目14番１号
債務者　内野　美雪
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
大阪府泉佐野市日根野2799番地の６
債務者　治田恵理子（旧姓中下）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係